

## 新・世界の人権はいま

— 普遍的定期審査の現場から — (その七)



研究センター理事長・所長

坂元 茂樹

今回から中国の第三回普遍的定期審査（UPR）について検討する。二〇一八年一月六日に開催された中国の第三回UPRでは、ハンガリー、ケニアおよびサウジアラビアからなるトロイカ（作業部会）が設置された。審査では、一五〇カ国が発言し、合計三四六の勧告が行われた。その中で、中心議題となったのは、新疆ウイグル自治区の人権状況であった。

ニュージーランド、英国およびフランスは、人種差別撤廃委員会が、中国の国家報告書審査の総括所見（二〇一八年）において、テロリズムと宗教的過激主義を阻止するとの口実の下、新疆ウイグル自治区で数十万人から百万人のウイグル族および他のイスラム少数民族が

外部と連絡を絶たれて長期間収容されていることに遺憾の意を表明し、超法規的な抑留施設での個人の抑留の停止と、人々の解放さらには救済を勧告した。また、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、ノルウェー、豪州、スイス、アイルランドおよびオランダが新疆ウイグル自治区の国連の特別手続報告者の完全なアクセスを認めるように勧告した。さらに、豪州、米国、ベルギー、カナダおよびドイツは、「再教育キャンプ」などすべての形態の恣意的抑留の停止とウイグル人や他のイスラム教徒の解放を勧告した。

しかし中国は、これら欧米諸国の勧告を拒否した。中国は、特別報告者らの新疆ウイグル自治区の調査について、中国政府への圧力の口実としての訪問や主権および国内管轄事項への干渉には断固として反対するとした。さらに新疆ウイグル自治区では中国の国内法に従って過激なテロリストと戦う努力がなされており、恣意的抑留の問題は存在しないと述べた。

この対立の背景には、欧米諸国と中国における人権観念の相違がある。人権の保障は国際社会全体が迫りすべき国際公共価値であると考える欧米諸国（米国・英国・カナダ・EU）は、二〇二二年三月二二日、「中国が新疆ウイグル自治区でウイグル族に対するジェノサイドや人道に対する罪を続けている」と主張した。その後、豪

州・NZが続いた。その結果、一九八九年の天安門事件以来となる中国への制裁で欧米各国の足並みがそろった。日本は、「我が国としては、新疆ウイグル自治区の人権状況について深刻に懸念している」と述べるにとどまり、制裁には加わってはいない。これに対し、中国は、国際公共価値としての人権という観念は欧米諸国が発展させた価値観に過ぎず、みずからの価値観を中国に押し付けるためのイデオロギーとして利用されているとの批判を展開した。

こうした対立の中、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は、パチエレ前人権高等弁務官が退任する二〇二二年八月三二日に、「中国ウイグル自治区における人権の懸念に対するOHCHRによる評価」と題する報告書を公表した。同報告書は、中国の新疆ウイグル自治区において「反テロリズム」や「反過激主義」の名の下に、深刻な人権侵害が行われていると認定し、中国政府に対して恣意的に拘束されている人々を釈放するよう迅速な措置をとること、また家族が情報を求めている個人の所在を早急に明らかにすること、など一三の勧告を行った。

これに対して、中国は、当該報告書について、「反中国勢力が捏造した偽情報や虚偽に基づき、中国に非があることを前提にしている」とし、「中国の法律や政策を

歪曲し、誹謗中傷している」と反論した。中国は、巨大経済構想「一带一路」を利用して、途上国への働きかけを強め、六〇カ国が報告書の公表に反対する中国の立場を支持すると声明した。

二〇二二年九月一日、米国のグリーンフィールド国連大使は、米国と同盟国はウイグル部族など同地域の宗教的・民族的少数派への中国政府による「大量虐殺と人道に対する罪」を終わらせるべく努力を続けると表明した。同時に、「国連人権理事会のメンバーが同報告書の調査結果についてできるだけ早く公式に議論する機会を持ち、これらの残虐行為の加害者が責任を問われることが重要だ」と述べた。

これを受けて、国連人権理事会において、同年一〇月六日、米国やカナダ、英国などが新疆ウイグル自治区のウイグル族などに対する人権侵害疑惑について討論を行う動議を提出した。しかし、この動議は、中国やカタール、インドネシア、アラブ首長国連邦（UAE）、パキスタンなどが反対し、反対一九票、賛成一七票、棄権一一票で否決されてしまった。欧米諸国の提案は否決されたのである。

いま、国連人権理事会で何が起きているのかを、次回から検討してみたい。